

●国・県のルール(ほうりつ)や税金についてこまっている人、聞きたいことがある人は読んでください。

・くわしい人と話すことができます。日にちと時間を決めましょう。
2週間前(14日前)に電話してください。

・でんわ(TEL) : 096-234-7499

・電話ができるようび：月曜日(げつようび) から 金曜日(きんようび) まで
じかん：あさ8時 から ゆうがた5時 まで

・ばしょ：熊本市役所 / 本庁舎 (くまもとしやくしよ / ほんちようしゃ)
8階 / 公聴課 (8かい / こうちようか)
ここに 来てください。

●国・県のルールでこまっているとき

ようび：月曜日(げつようび) ・ 水曜日(すいようび) ・ 金曜日(きんようび)
じかん：おひる1時 から ゆうがた4時 まで

●税金でこまっているとき

※税金：ぜいきん：Tax

ようび：1回目と3回目の月曜日(げつようび)
じかん：おひる1時 から ゆうがた4時 まで

●財産(ざいさん)や戸籍(こせき)でこまっているとき

※ざいさん：じぶんや かぞくが 持っている ぜんぶの お金。 お金や 家。

※こせき：なまえ、たんじょうび、かぞく、じゅうしょ などが 書いてある しよるい。

ようび：木曜日(もくようび)

じかん：おひる1時 から ゆうがた4時 まで

・公民館でも します。電話してください。 ※公民館(こうみんかん)：人が 集まる 場所
国や 県の ルールの ことを 話す ことができます。

公聴課(こうちようか) でんわ：096-328-2075

・日本語が わからない人や、 じょうずに はなせない人は ここに 電話してください。
来ても いいです。 メールしても いいです。
おてつだいします。

・電話が できる 時間：あさ9時 から よる10時 まで

・でんわ：[096-35-2121](tel:096-35-2121)

・ばしょ：熊本市 中央区 花畑町 4-18
熊本市 国際交流会館
(くまもとし ちゅうおうく はなばたちょう 4-18
くまもとし こくさいこうりゅうかいかん)

・E-mail：pi-info@kumamoto-if.or.jp

日本語、 英語(えいご)、 中国語(ちゅうごくご)が できます。